

長谷川香料株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会員名：長谷川香料株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
業 種：化学品
- (3) 資 本 金：53億6千万円
従業員数：997名

(2014年9月末日現在)

(4) 営業品目：

- ① フレーバー・食品事業：飲料，菓子，冷菓や調理食品など様々な加工食品の風味の決め手となるフレーバーの提供および，香気成分の抽出等の技術を応用し，エキス，天然色素，機能性素材，食品素材を提供する。
- ② フレグランス事業：香水，各種化粧品，芳香剤や石鹸，シャンプーなどの香りづけに使われるフレグランスを提供する。

(5) 経営戦略：

- ① 付加価値が高く採算性の良い調合香料の拡大に注力。
- ② 国内市場における収益確保を確実にする。
- ③ 海外市場における成長を目指す。

(6) 会社ロゴ

以下の2つのロゴを使用しています。



(7) 研究拠点



総合研究所

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

「知的財産部」と称し，研究部門に属するとともに，本社に籍を置いています。特許及び商標，その他の出願管理業務，（出願管理，中間処理，年金管理等），特許・商標などへのコンプライアンス対応，ノウハウ保全のための証拠資料の保全，特許情報の収集及び活用，特許・商標などの調査及び判断，技術情報の収集・調査及び活用，図書・文献等の購入配布，著作権に対する対応，契約関連業務などを行っています。

(2) 構成及び人員

知的財産部担当役員を含む10人で構成されており，前記に示す知的財産に係る業務を行っています。

(3) 沿革

1968年に開発調査部にて特許に関する業務を開始した。1980年に特許に関する業務を専門に扱う部署として特許部が設置され，1992年には知的財産業務全般を行う部署として知的財産部と名称変更し，現在に至っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 発明の発掘

発明に該当する技術の発掘は、研究部門と緊密にコミュニケーションを図ることにより実現しています。例えば、毎月行われる技術研究所の報告会をはじめとする研究部門の報告会及び、研究部門の月例会議、その他の会議に知的財産部員が出席し、現在開発中の技術情報を把握し、発明に値する技術があれば必要なアドバイスを行い、発明の発掘に努めています。

また、実際に出願対象となった発明については、研究部門から提出される発明届の記載方法のアドバイスや、広く強い権利を得るためにどのような方針で研究を進めていけば良いかといったアドバイスを行い、特許出願に結び付けています。

(2) 知的財産情報の収集、利用

当社業務に関連する特許情報及び、今後の研究に参考となる特許情報を収集しています。特許情報については、当社の業務に関連する特定区分の公開及び登録特許を1件ごと確認して、特許収集を行っています。収集した特許は、検索データベースに登録するとともに、収集した特許の技術に関連する研究部門へ特許情報を通知しています。

研究部門に通知した特許情報をもとに知的財産部と各研究部門で合同会議を開催し、研究開発の参考となる特許や、当社業務に影響のある特許を収集し、ディスカッションを行っています。また、合同会議は、知的財産部から研究部門への情報発信機能としての役割を果たす一方で、研究部門が開発中の技術の特許化するに当たり、問題点などを相談する役割も果たしております。

外国特許については、国際公開特許、米国特許、中国特許、欧州特許について当社業務に関連する特許を収集し、研究部門に外国特許情報を通知し、研究開発における情報として役立てています。

商標情報については、特定の区分について当

社業務に関連がある商標を収集し、前記の合同会議の際に情報共有をしています。

(3) 出願業務

当社の特許出願件数は、1980年に特許部が設置されて以来、年平均約30件の日本出願で推移しています。また、近年は外国出願が増加してきております。

特許出願の可能性のある発明については、必ず知的財産部にて該発明の先行技術の調査を実施し、新規性、進歩性の判断をした上で出願するようにしております。

先行技術調査で特許性ありと判断された場合には、発明届を発明者に書いていただき、その発明届をもとにして、知的財産部の特許担当者と発明者がディスカッションを実施し、特許請求の範囲などを決定いたします。場合によっては、特許事務所と相談の上、特許請求の範囲を決めることもあります。

また、一人の特許担当者が、特許出願および権利化まで担当することで、発明者の意向を踏まえたきめ細かな対応を行っています。

4. 今後の計画

当社では、人的資源、資金を効率的に投入し、着実なグローバル展開を推進するという方針を掲げており、中国、東南アジア、アメリカといった地域を拠点として売り上げ増を図っております。

このような状況の中で、知的財産活動の今後の計画として知的財産のグローバル体制の構築を挙げており、現在推進中です。具体的には、当社拠点間で業務に関する特許情報を共有し、第三者の特許に抵触しないようコンプライアンス上の対応を行うこととなります。

知的財産のグローバル体制を構築することで、当社のグローバル戦略の推進に貢献していきたいと考えています。

(原稿受領日 2015年3月31日)